

3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 有害物質使用特定施設の廃止

法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表3-1及び表3-2に示す。法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設は、平成26年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」が最も多く、次に「電気めっき施設」と「洗たく業」が同数であった。累計においては、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成26年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「前各号（1～71の4に相当する施設※）を除く洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

※ 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（平成 26 年度）

(件数: 重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号		
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	湯煮施設	4、ニ	0
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	1
	圧搾施設	11、ハ	1
	水洗式脱臭施設	11、ホ	1
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	19、ト	3
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	1
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	0
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	3
	ろ過施設	26、ロ	3
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	1
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	2
	遠心分離機	27、ロ	2
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	0
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	5
	湿式集じん施設	27、ル	0
メタン誘導品製造業	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	1
	縮合反応施設	33、イ	0
合成樹脂製造業	水洗施設	33、ロ	0
	遠心分離機	33、ハ	1
	静置分離器	33、ニ	0
	廃ガス洗浄施設	33、リ	0
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	0
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	0
	分離施設	37、ロ	0
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	0
	ろ過施設	46、ロ	0
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	0
医薬品製造業	動物原料処理施設	47、イ	0
	ろ過施設	47、ロ	0
	分離施設	47、ハ	0
	混合施設	47、ニ	0
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	0
農薬製造業	混合施設	49	0
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	0
石油精製業	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	1
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	10
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	0
セメント製品製造業	成型機	54、ロ	0
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破碎施設	58、イ	1
	水洗式分別施設	58、ロ	1
	脱水施設	58、ニ	0
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	0
	電解施設	62、ロ	1
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	0
	湿式集じん施設	62、ヘ	0
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	3
	電解式洗浄施設	63、ロ	1
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	0
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	62
電気めつき	電気めつき施設	66	56
エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設	混合施設	66の2	1
洗たく業	洗浄施設	67	56
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	8
病院	洗浄施設	68の2、ロ	10
自動車分解整備事業	洗車施設	70の2	2
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	41
一般廃棄物処理	焼却施設	71の3	0
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	1
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	0
前各号を除く	洗浄施設	71の5	35
前各号を除く	蒸留施設	71の6	6
し尿処理	し尿処理施設	72	3
前2号を除く	排水処理施設	74	3
合計			342
			1,097

注) 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

(件数: 重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が 報告された 有害物質使用 特定施設	調査が一時的 免除された 有害物質 使用特定施設	
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号			
畜産食料品製造業	原料処理施設	2、イ	1	0
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	湯煮施設	4、ニ	0	1
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	4	0
	圧搾施設	11、ハ	3	0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	水洗式脱臭施設	11、ホ	3	0
	原料浸せき施設	19、ハ	1	0
	精練機及び精練そう	19、ニ	12	2
	シルケット機	19、ホ	2	1
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	4	1
	染色施設	19、ト	62	39
	薬液浸透施設	19、チ	8	9
のり抜き施設	19、リ	1	0	
化学繊維製造業	原料回収施設	21、ハ	0	1
合板製造業	接着機洗浄施設	21の3	0	1
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	3	2
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	2	0
	湿式バーカー	23、ロ	1	0
	抄紙施設	23、チ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	9	13
	自動式感光腹付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	9	16
化学肥料製造業	水洗式破砕施設	24、ハ	0	1
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	廃ガス洗浄施設	24、ニ	0	7
	塩水精製施設	25、イ	0	1
	電解施設	25、ロ	0	1
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	7	5
	ろ過施設	26、ロ	6	9
	遠心分離機	26、ハ	0	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	4	29
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	9	35
	遠心分離機	27、ロ	4	24
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	0	1
	反応施設	27、ヘ	0	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	13	74
	湿式集じん施設	27、ル	0	9
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	1	0
メタン誘導品製造業	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	0	1
	蒸りゆう施設	31、イ	0	2
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	2
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	3	2
	遠心分離機	32、ハ	0	3
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	1	1
	縮合反応施設	33、イ	0	4
合成樹脂製造業	水洗施設	33、ロ	2	5
	遠心分離機	33、ハ	1	4
	静置分離器	33、ニ	2	5
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	0	1
	廃ガス洗浄施設	33、リ	1	4
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	0	2
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	0	2
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	0	1
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	36、ロ	0	1
	湿式集じん施設	36、ハ	0	1
	洗浄施設	37、イ	4	16
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	分離施設	37、ロ	16	32
	ろ過施設	37、ハ	0	5
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	2	3
	蒸りゆう施設	37、ホ	2	2
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	0	1
	廃ガス洗浄施設	37、タ	3	12
香料製造業	洗浄施設	41、イ	1	0
写真感光材料製造業	抽出施設	41、ロ	2	0
	感光剤洗浄施設	43	1	2
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	4	40
	ろ過施設	46、ロ	6	52
	廃ガス洗浄施設	46、三	6	60
	動物原料処理施設	47、イ	0	1
医薬品製造業	ろ過施設	47、ロ	3	28
	分離施設	47、ハ	3	39
	混合施設	47、ニ	2	24
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	3	29

(続き)

(件数:重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が 報告された 有害物質使用 特定施設	調査が一時的 免除された 有害物質 使用特定施設	
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号			
農業製造業	混合施設	49	2	2
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1	3
石油精製業	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	2	33
皮革製造業	洗浄施設	52、イ	3	0
	石灰づけ施設	52、ロ	2	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	2	0
	クロム浴施設	52、ニ	26	0
	染色施設	52、ホ	2	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	79	296
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	12	43
セメント製品製造業	成型機	54、ロ	0	2
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	10	37
	水洗式分別施設	58、ロ	3	2
	酸処理施設	58、ハ	1	2
	脱水施設	58、ニ	1	3
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	3
	焼入れ施設	61、ニ	1	1
	湿式集じん施設	61、ホ	0	1
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	0	7
	電解施設	62、ロ	1	19
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	11	49
	湿式集じん施設	62、ヘ	1	5
	焼入れ施設	63、イ	27	43
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	電解式洗浄施設	63、ロ	7	19
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	2	15
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	152	400
	廃ガス洗浄施設	63の3	0	1
石炭を燃料とする火力発電	表面処理施設	65	618	2,317
酸又はアルカリによる表面処理	電気めつき施設	66	569	1,696
エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設	混合施設	66の2	1	1
洗たく業	洗浄施設	67	482	852
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	21	73
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	11	7
	洗浄施設	68の2、ロ	59	57
	入浴施設	68の2、ハ	12	7
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	1	0
自動車分解整備事業	洗車施設	70の2	2	1
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	0	2
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	523	1,449
一般廃棄物処理	焼入れ施設	71の2、ロ	3	1
	焼却施設	71の3	1	2
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	3	16
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	2	12
前各号を除く	洗浄施設	71の5	378	1,701
前各号を除く	蒸留施設	71の6	44	223
し尿処理	し尿処理施設	72	4	3
前2号を除く	排水処理施設	74	22	57
合計			3,342	10,135

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

3.1.2 法第4条に基づく調査

平成26年度における法第4条調査の調査義務発生の契機となる法第4条第1項に基づく形質変更届出件数は10,602件であり、法第4条第2項の調査命令が発出された164件であった。

表 3-4 形質変更の届出件数と調査命令件数

	形質変更の届出件数	調査命令発出件数
平成22年度	10,815	270
平成23年度	9,525	180
平成24年度	9,949	126
平成25年度	10,848	142
平成26年度	10,602	164
合計	51,739	882

平成26年度に調査結果の報告を受けた事案について、届出面積別の調査報告件数を表3-5に示す。「3,000m²未満」、「10,000m²以上15,000m²未満」、「7,000m²以上10,000m²未満」の順に多かった。また、調査報告件数154件の平均面積は24,793m²、中央値は6,262m²、最大面積は694,763m²であった。

表 3-5 面積別の調査報告件数

届出面積(m ²)	調査報告件数
0 < S < 3,000	41
3,000 ≤ S < 5,000	17
5,000 ≤ S < 7,000	18
7,000 ≤ S < 10,000	21
10,000 ≤ S < 15,000	23
15,000 ≤ S < 30,000	15
30,000 ≤ S < 50,000	2
50,000 ≤ S < 100,000	3
100,000m ² 以上	5
小計	145
不明	9
回答事例数	154
平均面積 (m ²)	24,793
中央面積(中央値) (m ²)	6,262
最大面積 (m ²)	694,763
合計面積 (m ²)	3,595,056

注) 3,000m²未満の面積における形質変更の届出理由例

工事計画全体では3,000m²以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより着工する敷地から形質変更の届出を提出するため届出面積が3,000m²未満となった。

3.1.3 法第5条に基づく調査

法第5条調査の契機を表3-6に示す。平成26年度における調査命令の発出は1件であったが、調査結果の報告は平成26年度に行われていない。

表3-6 法第5条調査命令の発出の契機

(件数：複数回答有)

	調査結果報告件数		不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬など (第三種) 不適合		複合汚染	
	H26	累計	H26	累計	H26	累計	H26	累計	H26	累計	H26	累計
	行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の方に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	0	(5)	0	(3)	0	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成26年度末までの累計件数である。

3.1.4 調査の省略を行った事例

平成26年度における法第3条、法第4条及び法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-7に示す。

表3-7 調査を省略した段階別件数

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類を省略	0	6	0	6
おそれの区分の分類を省略	0	0	0	0
試料採取等を行う区画の選定を省略	2	0	0	2
試料採取等を行う区画の選定後に省略	0	0	0	0
試料採取等の実施を省略	2	2	0	4
うち土壌ガス調査又は地下水調査	0	0	0	0
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	2	1	0	3
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	0	1	0	1
合計	4	8	0	12
調査結果報告件数	282	154	0	436

3.1.5 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査事例における、調査対象物質を表3-8に示す。平成26年度の調査対象物質は、VOCでは「トリクロロエチレン」が最も多く次に同数で「1,1-ジクロロエチレン」、「ベンゼン」が多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「六価クロム化合物」、「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル(PCB)」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。

表3-8 調査対象物質

(件数：複数回答有)

	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					
	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
法第3条調査	59	51	135	132	44	89	122	69	50	138	76	64	130	109	68	34	54	111	63	112	128	24	23	27	34	25
法第4条調査	25	22	40	37	12	45	29	37	14	40	68	41	65	52	48	13	31	90	52	62	53	6	6	9	18	14
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条申請	238	231	249	251	222	243	240	241	227	250	280	285	324	294	297	95	278	379	327	341	297	118	117	118	217	124
平成26年度	322	304	424	420	278	377	391	347	291	428	424	390	519	455	413	142	363	580	442	515	478	148	146	154	269	163
累計	1,345	1,258	2,162	2,109	1,091	1,674	1,854	1,431	1,153	2,141	1,780	1,599	2,583	2,113	1,705	648	1,430	2,658	1,823	2,381	2,199	628	624	650	1,024	710

注) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成26年度末までの件数である。

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 特定有害物質別及び調査の契機別の要措置区域等指定件数

平成 26 年度に指定された要措置区域等において基準不適合であった特定有害物質別の指定件数を表 3-10 及び図 3-1 に示す。要措置区域等のうち、VOCのみの基準不適合は 37 件、重金属等のみの基準不適合は 436 件、農薬等の基準不適合は 2 件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか2種類以上の基準不適合）は 57 件であった。

表 3-10 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
法第3条	37	103	140	20	94	0	26
法第4条	7	49	56	2	54	0	0
法第5条	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	35	291	326	14	279	2	31
法第3条・法第14条	2	3	5	0	5	0	0
法第4条・法第14条	3	2	5	1	4	0	0
計	84	448	532	37	436	2	57

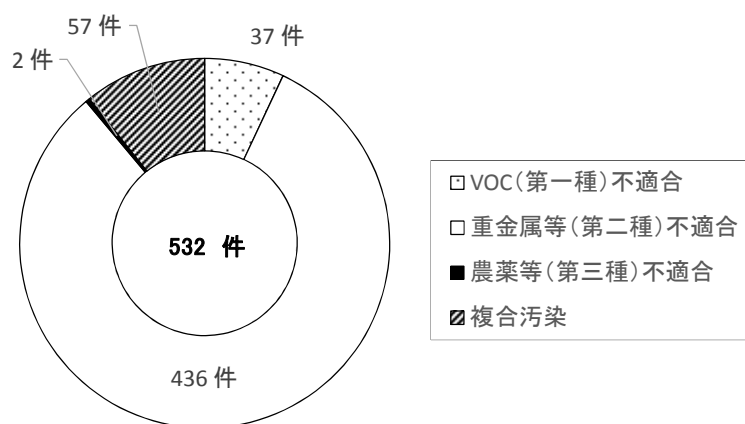


図 3-1 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

平成 26 年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表 3-11 に示す。要措置区域等の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 3-11 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

都道府県 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
北海道地区	北海道	13	3	7	10	3	7	0	0
	札幌市	10	4	1	5	2	3	0	0
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	23	7	8	15	5	10	0	0
東北地区	青森県	0	0	0	0	0	0	0	0
	青森市	7	0	4	4	0	4	0	0
	八戸市	1	0	0	0	0	0	0	0
	岩手県	3	0	2	2	0	2	0	0
	盛岡市	1	0	1	1	0	1	0	0
	宮城県	6	1	2	3	1	2	0	0
	仙台市	4	1	4	5	1	3	0	1
	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	2	0	1	1	0	1	0	0
	山形県	6	0	2	2	0	2	0	0
	山形市	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島県	3	4	3	7	0	7	0	0
	福島市	2	0	2	2	0	1	0	1
	郡山市	4	0	4	4	0	4	0	0
	いわき市	1	0	1	1	0	1	0	0
	計	40	6	26	32	2	28	0	2
	関東地区	茨城県	3	1	1	2	0	2	0
水戸市		2	1	1	2	0	0	0	2
つくば市		4	1	2	3	0	3	0	0
栃木県		9	1	1	2	0	2	0	0
宇都宮市		1	0	0	0	0	0	0	0
群馬県		11	0	3	3	0	1	0	2
前橋市		1	0	0	0	0	0	0	0
高崎市		2	0	1	1	0	1	0	0
伊勢崎市		0	0	0	0	0	0	0	0
太田市		2	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県		23	3	4	7	1	6	0	0
さいたま市		11	0	3	3	0	3	0	0
川越市		4	2	1	3	1	0	0	2
熊谷市		0	0	0	0	0	0	0	0
川口市		5	0	4	4	0	4	0	0
所沢市		2	0	1	1	0	1	0	0
草加市		1	1	1	2	0	0	0	2
春日部市		0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市		0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県		15	3	9	12	2	9	1	0
千葉市		1	0	1	1	0	1	0	0
市川市		2	0	0	0	0	0	0	0
船橋市		2	1	3	4	0	4	0	0
松戸市		1	0	0	0	0	0	0	0
柏市		2	1	2	3	0	3	0	0
市原市		3	0	2	2	0	2	0	0
東京都		169	10	101	111	4	90	0	17
八王子市		5	0	1	1	0	1	0	0
町田市		2	2	1	3	0	3	0	0
神奈川県		7	2	5	7	2	5	0	0
横浜市		27	0	15	15	2	11	0	2
川崎市		17	0	11	11	1	9	0	1
相模原市		2	1	1	2	0	2	0	0
横須賀市		4	0	3	3	0	3	0	0
平塚市		8	2	3	5	0	4	0	1
藤沢市		0	0	0	0	0	0	0	0
小田原市		0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市		5	0	1	1	1	0	0	0
厚木市		2	0	0	0	0	0	0	0
大和市		2	0	0	0	0	0	0	0
新潟県		12	0	4	4	0	4	0	0
新潟市		10	0	5	5	1	4	0	0
長岡市		1	0	1	1	1	0	0	0
上越市		1	0	1	1	0	1	0	0
山梨県		3	1	1	2	0	2	0	0
甲府市		3	1	1	2	0	2	0	0
静岡県		10	0	9	9	0	8	0	1
静岡市	7	0	1	1	1	0	0	0	
浜松市	2	1	1	2	1	1	0	0	
沼津市	7	3	3	6	0	2	0	4	
富士市	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	414	38	209	247	18	194	1	34	
中部地区	富山県	1	1	1	2	0	2	0	0
	富山市	0	0	0	0	0	0	0	0
	石川県	2	1	1	2	0	2	0	0
	金沢市	3	0	0	0	0	0	0	0
	福井県	4	0	3	3	0	3	0	0
福井市	0	0	0	0	0	0	0	0	

(続き)

都道府県 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
中部地区	長野県	5	1	4	5	0	3	0	2
	長野市	0	0	0	0	0	0	0	0
	松本市	5	1	2	3	0	2	0	1
	岐阜県	8	2	2	4	1	3	0	0
	岐阜市	1	1	0	1	0	1	0	0
	愛知県	6	1	1	2	0	2	0	0
	名古屋市	31	7	21	28	3	21	0	4
	豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡崎市	5	0	2	2	0	2	0	0
	一宮市	3	0	0	0	0	0	0	0
	春日井市	2	0	2	2	1	1	0	0
	豊田市	1	0	0	0	0	0	0	0
	三重県	0	0	0	0	0	0	0	0
	四日市市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	77	15	39	54	5	42	0	7
近畿地区	滋賀県	10	0	3	3	0	3	0	0
	大津市	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都府	2	0	0	0	0	0	0	0
	京都市	14	6	9	15	0	15	0	0
	大阪府	7	0	3	3	0	3	0	0
	大阪市	38	0	29	29	1	26	0	2
	堺市	4	0	3	3	0	2	0	1
	岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊中市	11	1	10	11	1	9	0	1
	吹田市	7	1	3	4	0	2	0	2
	高槻市	3	0	3	3	0	3	0	0
	枚方市	8	1	3	4	0	4	0	0
	茨木市	3	0	4	4	0	4	0	0
	八尾市	3	0	1	1	0	1	0	0
	寝屋川市	1	0	1	1	0	1	0	0
	東大阪市	7	0	4	4	0	4	0	0
	兵庫県	22	0	23	23	2	20	1	0
	神戸市	6	0	3	3	0	1	0	2
	姫路市	3	0	2	2	0	2	0	0
	尼崎市	10	0	6	6	0	5	0	1
	明石市	2	0	2	2	0	2	0	0
	西宮市	1	0	0	0	0	0	0	0
	加古川市	2	1	0	1	0	1	0	0
	宝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良県	1	0	1	1	0	1	0	0
	奈良市	1	0	1	1	0	1	0	0
	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0
	和歌山市	1	0	1	1	0	1	0	0
	計	167	10	115	125	4	111	1	9
中国四国地区	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	2	1	1	2	0	2	0	0
	島根県	2	0	0	0	0	0	0	0
	松江市	1	0	0	0	0	0	0	0
	岡山県	2	0	1	1	0	1	0	0
	岡山市	3	0	4	4	1	3	0	0
	倉敷市	1	0	2	2	0	2	0	0
	広島県	5	0	1	1	0	1	0	0
	広島市	7	0	2	2	0	1	0	1
	呉市	1	0	1	1	0	1	0	0
	福山市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山口県	6	0	5	5	0	5	0	0
	下関市	2	0	2	2	0	2	0	0
	徳島県	2	0	0	0	0	0	0	0
	徳島市	1	0	0	0	0	0	0	0
	香川県	4	0	2	2	1	1	0	0
	高松市	2	0	0	0	0	0	0	0
	愛媛県	3	0	1	1	0	1	0	0
	松山市	4	0	1	1	0	1	0	0
	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0
	高知市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	48	1	23	24	2	21	0	1
九州地区	福岡県	13	5	2	7	0	7	0	0
	北九州市	13	0	8	8	0	5	0	3
	福岡市	5	1	1	2	0	2	0	0
	久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀市	1	0	1	1	0	1	0	0
	長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎市	6	0	6	6	0	6	0	0
	佐世保市	1	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本市	4	1	0	1	1	0	0	0
	大分県	4	0	4	4	0	4	0	0
	大分市	1	0	1	1	0	1	0	0
	宮崎県	2	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	1	0	1	1	0	1	0	0
	鹿児島市	3	0	1	1	0	1	0	0
	沖縄県	1	0	1	1	0	1	0	0
	那覇市	2	0	2	2	0	1	0	1
	計	57	7	28	35	1	30	0	4
合計		826	84	448	532	37	436	2	57

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 調査結果報告件数は、施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

3.2.2 指定区域対象物質

要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表 3-12、図 3-2 及び図 3-3 に示す。平成 26 年度に指定された要措置区域等において、VOCでは「テトラクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。累計においては、VOCでは「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 3-12 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

	H26	特定有害物質																									
		VOC(第一種)							重金属等(第二種)							農薬等(第三種)											
		四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
要措置件数	H26	0	0	1	9	0	1	15	0	0	10	6	4	30	6	4	0	4	44	22	30	11	0	0	0	0	0
	累計	(4)	(1)	(13)	(45)	(0)	(4)	(92)	(8)	(0)	(62)	(23)	(13)	(105)	(18)	(28)	(0)	(13)	(159)	(87)	(122)	(32)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
形質変更時 要届出区域件数	H26	4	3	5	26	3	4	32	5	3	24	17	15	95	32	36	1	31	271	175	211	53	2	2	2	5	2
	累計	(25)	(29)	(49)	(120)	(21)	(30)	(125)	(31)	(23)	(133)	(90)	(75)	(341)	(187)	(216)	(2)	(102)	(1,348)	(680)	(896)	(183)	(12)	(12)	(11)	(20)	(11)
指定件数	H26	4	3	6	35	3	5	47	5	3	34	23	19	125	38	40	1	35	315	197	241	64	2	2	2	5	2
	累計	(30)	(31)	(73)	(223)	(21)	(46)	(287)	(41)	(24)	(270)	(117)	(94)	(578)	(256)	(268)	(3)	(119)	(1,633)	(803)	(1,124)	(281)	(12)	(12)	(11)	(21)	(11)
土壌溶出量	H26	6	3	8	35	3	7	46	4	3	32	23	12	109	36	38	0	36	188	180	226	56	2	2	2	7	3
	累計	(29)	(26)	(57)	(246)	(18)	(39)	(267)	(32)	(20)	(244)	(118)	(87)	(559)	(251)	(264)	(1)	(118)	(1,509)	(834)	(1,145)	(276)	(10)	(10)	(9)	(20)	(10)
土壌含有量	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	22	10	12	0	4	219	31	22	0	-	-	-	-	-
	累計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(85)	(365)	(198)	(222)	(1)	(83)	(1,538)	(645)	(835)	(157)	-	-	-	-	-
土壌ガス調査	H26	6	3	5	32	3	3	43	5	3	30	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	累計	(27)	(21)	(63)	(173)	(17)	(29)	(220)	(39)	(20)	(203)	(104)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 注 1) 1 件の事例で複数の物質について超過しているものがある。
 注 2) 指定件数の累計には、旧法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計とは一致しない。
 注 3) 1 件の事例で、同じ有害物質についてみると、①土壌溶出量と土壌ガス調査がともに超過している場合や②土壌溶出量と土壌含有量がともに超過している場合があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の合計は、指定件数と一致しない。
 注 4) 1 つの指定区域について調査報告書が複数ある場合があるため、指定件数よりも土壌溶出量、土壌含有量及び土壌ガス調査のそれぞれの数が大きくなる場合がある。

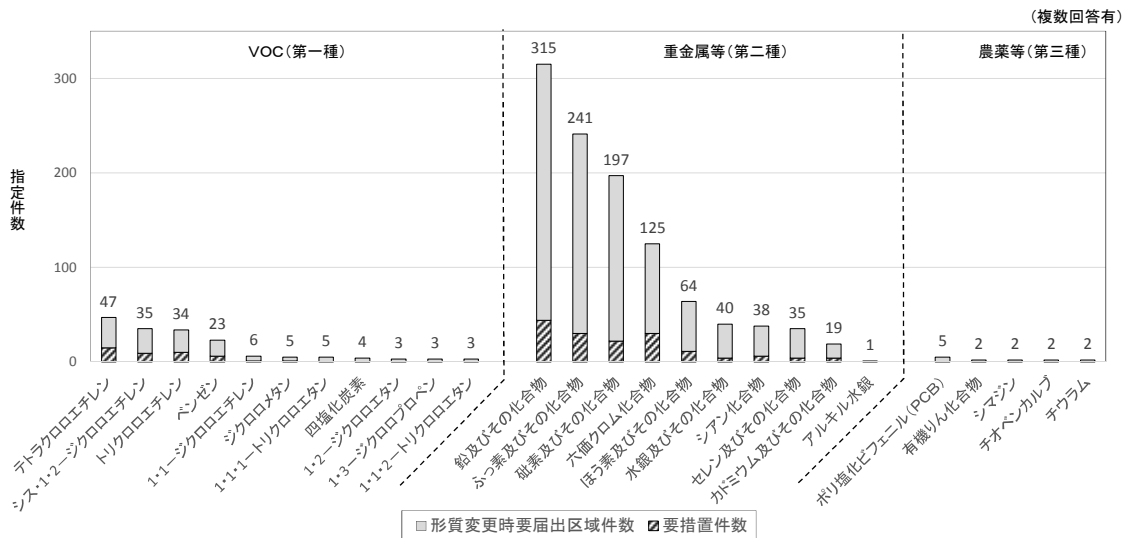


図 3-2 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (平成 26 年度)

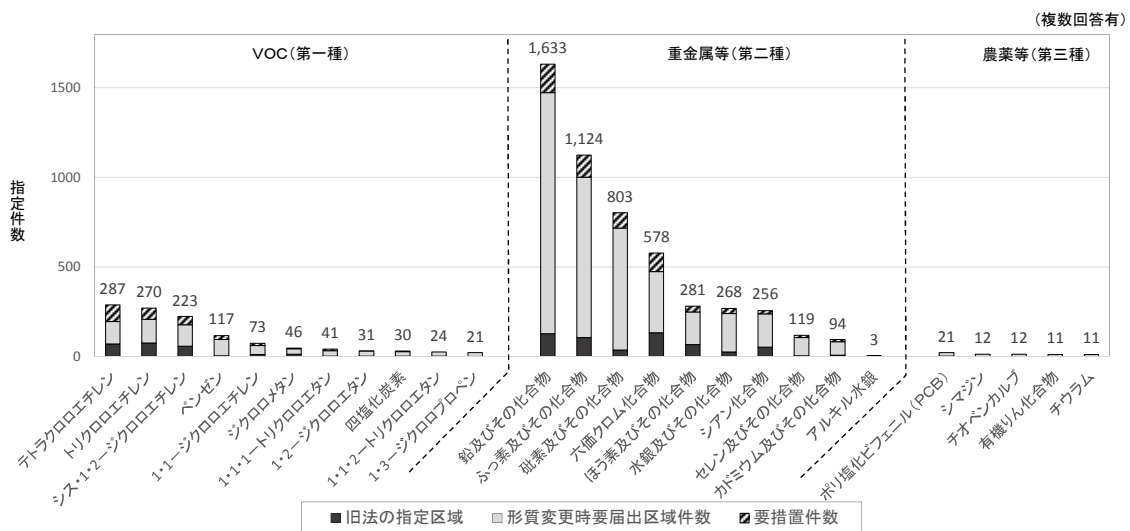


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)

3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）

平成 26 年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量）を表 3-14 から表 3-16 及び図 3-4 から図 3-6 に示す。

1) 基準不適合面積

基準不適合面積について、表 3-14 及び図 3-4 に示す。平成 26 年度の指定件数においては、「1,000m²以上 3,000m²未満」、「200m²以上 500m²未満」、「100m²以上 200m²未満」の順に多かった。

表 3-14 基準不適合面積

基準不適合面積 (m ²)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ s < 20	1	1%	4	1%	5	1%	1	3%	4	1%	0	0%	0	0%
20 ≤ s < 50	6	9%	13	4%	19	5%	3	11%	15	5%	1	50%	0	0%
50 ≤ s < 100	7	17%	22	9%	29	10%	5	26%	24	10%	0	50%	0	0%
100 ≤ s < 200	13	33%	62	24%	75	25%	8	49%	62	25%	0	50%	5	9%
200 ≤ s < 500	14	50%	81	43%	95	44%	11	80%	73	42%	0	50%	11	30%
500 ≤ s < 1,000	11	63%	52	55%	63	56%	4	91%	52	55%	0	50%	7	43%
1,000 ≤ s < 3,000	14	80%	89	76%	103	76%	2	97%	85	75%	1	100%	15	72%
3,000 ≤ s < 5,000	7	89%	32	83%	39	84%	1	100%	37	84%	0	100%	1	74%
5,000 ≤ s < 10,000	3	93%	29	90%	32	90%	0	100%	25	90%	0	100%	7	87%
10,000m ² 以上	6	100%	43	100%	49	100%	0	100%	42	100%	0	100%	7	100%
小計	82	-	427	-	509	-	35	-	419	-	2	-	53	-
不明件数	2	-	21	-	23	-	2	-	17	-	0	-	4	-
回答事例数	84	-	448	-	532	-	37	-	436	-	2	-	57	-
平均面積(m ²)	3,179		10,152		9,028		440		9,456		511		11,645	
最大面積(m ²)	59,235		694,763		694,763		3,400		694,763		1,000		425,634	
合計面積(m ²)	260,673		4,334,815		4,595,488		15,402		3,961,892		1,022		617,172	

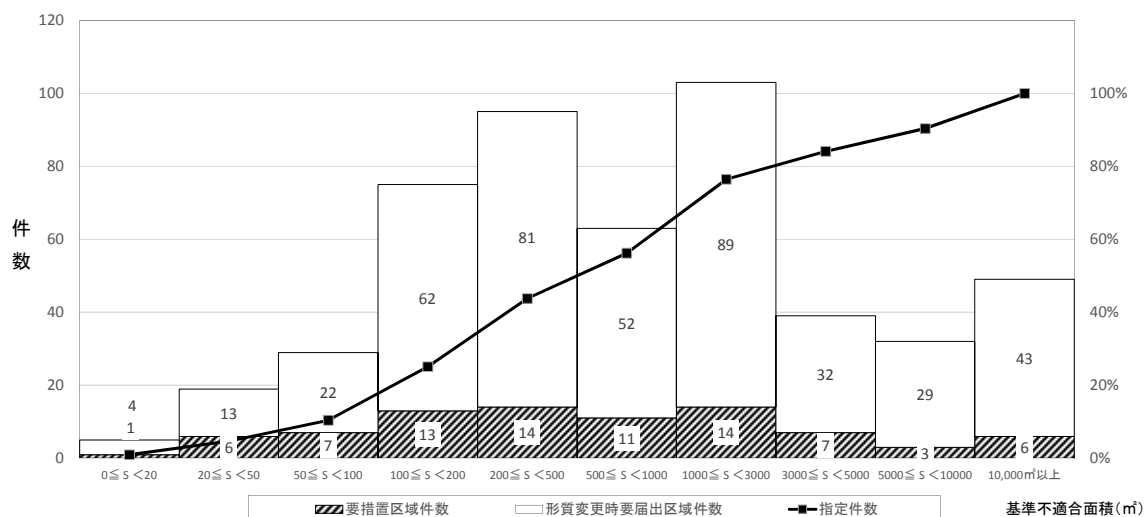


図 3-4 基準不適合面積

2) 汚染到達深度

汚染到達深度について、表 3-15 及び図 3-5 に示す。平成 26 年度の指定件数においては、「5m 超過 10m 以下」、「1m 超過 2m 以下」、「0.5m 超過 1m 以下」の順に多かった。

表 3-15 汚染到達深度

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ D < 0.5	1	2%	0	0%	1	0%	1	4%	0	0%	0	0%	0	0%
0.5 ≤ D < 1	6	12%	33	17%	39	16%	3	15%	35	17%	0	0%	1	4%
1 ≤ D < 2	13	34%	36	35%	49	35%	3	26%	44	39%	0	0%	2	12%
2 ≤ D < 3	9	50%	28	49%	37	49%	4	41%	32	55%	0	0%	1	15%
3 ≤ D < 4	6	60%	25	62%	31	62%	4	56%	24	67%	0	0%	3	27%
4 ≤ D < 5	2	64%	19	72%	21	70%	2	63%	15	74%	0	0%	4	42%
5 ≤ D < 10	17	93%	41	92%	58	93%	7	89%	36	92%	0	0%	15	100%
10 ≤ D < 15	3	98%	14	99%	17	99%	3	100%	14	99%	0	0%	0	100%
15m 超過	1	100%	1	100%	2	100%	0	100%	2	100%	0	0%	0	100%
小計	58	-	197	-	255	-	27	-	202	-	0	-	26	-
不明件数	26	-	251	-	277	-	10	-	234	-	2	-	31	-
回答事例数	84	-	448	-	532	-	37	-	436	-	2	-	57	-
平均深度(m)	4.0		3.6		3.7		4.3		3.4		-		5.3	
最深深度(m)	16.0		15.0		16.0		13.0		16.0		-		10.0	

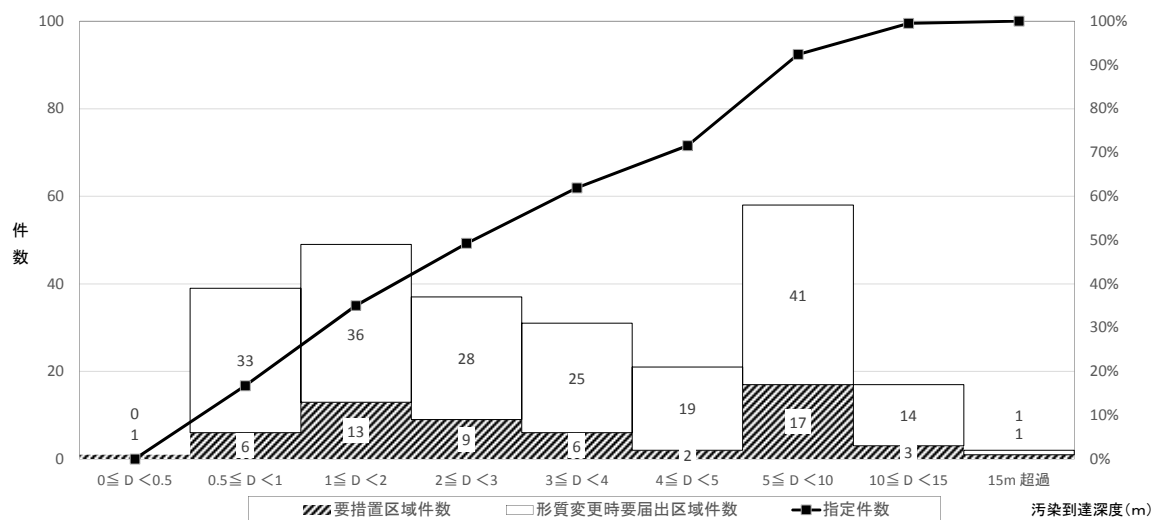


図 3-5 汚染到達深度

3) 基準不適合土量

基準不適合土量について、表 3-16 及び図 3-6 に示す。平成 26 年度の指定件数においては、「200m³以上 500m³未満」、「1,000m³以上 3,000m³未満」、「50m³以上 100m³未満」の順に多かった。

表 3-16 基準不適合土量

基準不適合土量 (m ³)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ V < 50	3	7%	8	5%	11	5%	3	18%	8	5%	0	0%	0	0%
50 ≤ V < 100	8	25%	18	16%	26	18%	5	47%	21	18%	0	0%	0	0%
100 ≤ V < 200	4	34%	17	27%	21	29%	0	47%	20	31%	0	0%	1	4%
200 ≤ V < 500	7	50%	34	49%	41	49%	2	59%	35	53%	0	0%	4	20%
500 ≤ V < 1,000	4	59%	20	61%	24	61%	1	65%	18	64%	0	0%	5	40%
1,000 ≤ V < 3,000	8	77%	31	81%	39	80%	2	76%	32	84%	0	0%	5	60%
3,000 ≤ V < 5,000	2	82%	9	87%	11	86%	3	94%	6	88%	0	0%	2	68%
5,000 ≤ V < 10,000	4	91%	12	94%	16	94%	0	94%	12	95%	0	0%	4	84%
10,000m ³ 以上	4	100%	9	100%	13	100%	1	100%	8	100%	0	0%	4	100%
小計	44	-	158	-	202	-	17	-	160	-	0	-	25	-
不明件数	40	-	290	-	330	-	20	-	276	-	2	-	32	-
回答事例数	84	-	448	-	532	-	37	-	436	-	2	-	57	-
平均土量(m ³)	2,393		2,560		2,524		1,745		2,325		-		4,374	
最大土量(m ³)	17,567		55,989		55,989		12,195		55,989		-		17,567	
合計土量(m ³)	105,313		404,487		509,800		29,666		370,792		-		109,342	

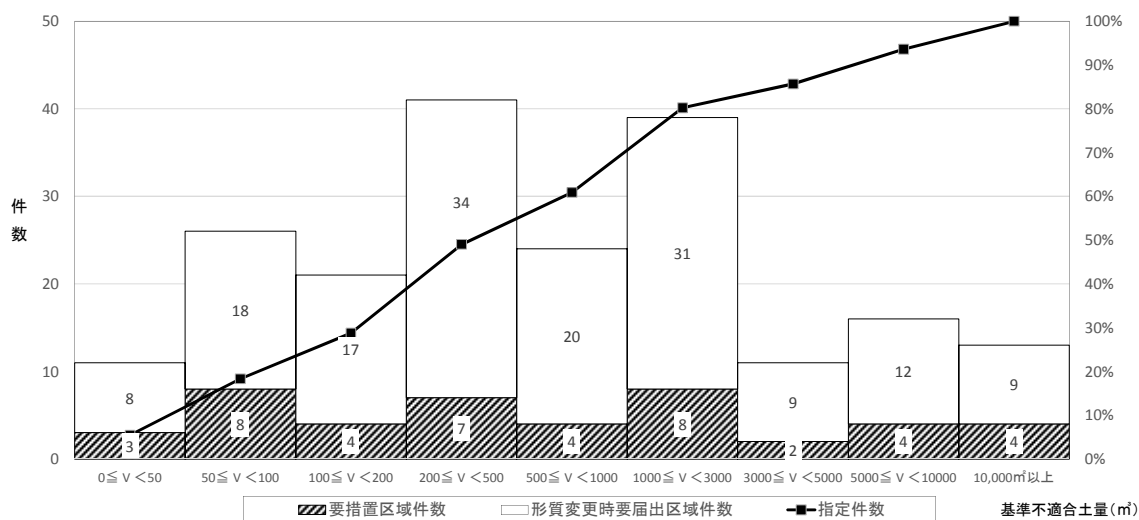


図 3-6 基準不適合土量

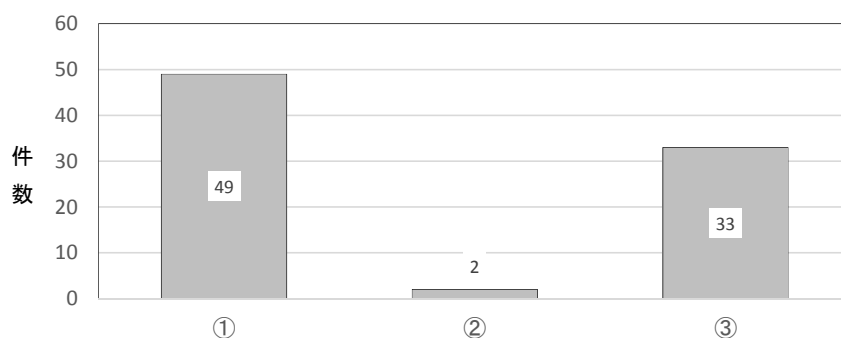
3.2.5 摂取経路

平成 26 年度に指定された要措置区域において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表 3-17 及び図 3-7 に示す。平成 26 年度では、要措置区域において土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 49 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 45 件（92%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は 2 件であり、うち「当該土地に人が立ち入ることができる」が 1 件（50%）であった。土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに基準不適合である件数は 33 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 28 件（85%）、「当該土地に人が立ち入ることができる」は 6 件（18%）であった。

表 3-17 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況

(件数:複数回答有)

	要措置区域 件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例	49	18	26	0	5
周辺での地下水の飲用利用等がある	45	18	24	0	3
水道事業用の井戸がある	2	1	0	0	1
災害時の飲用井戸がある	3	2	1	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
飲用井戸等はない	2	0	1	0	1
その他	0	0	0	0	0
② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例	2	0	2	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	1	0	1	0	0
その他	1	0	1	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例	33	0	29	0	4
周辺での地下水の飲用利用等がある	28	0	24	0	4
水道事業用の井戸がある	2	0	1	0	1
災害時の飲用井戸がある	1	0	1	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
飲用井戸等はない	4	0	4	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	6	0	6	0	0
その他	0	0	0	0	0
回答事例数	84	18	57	0	9



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例

図 3-7 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分

3.2.6 汚染原因者

平成 26 年度に指定された要措置区域等において、汚染原因者と土地所有者等との関係を表 3-18 及び図 3-8 に示す。平成 26 年度に指定された要措置区域等のうち、汚染原因者が土地所有者と同一である事例は、166 件（30%）であり、汚染原因者が土地所有者と異なる事例は 87 件（16%）であった。

表 3-18 汚染原因者と土地所有者等との関係

（件数：複数回答有）

関係	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数
土地所有者と同一	38	128	166
土地所有者と異なる	18	69	87
自然由来	0	29	29
不明(調査中含む)	28	239	267
回答事例数	84	448	532

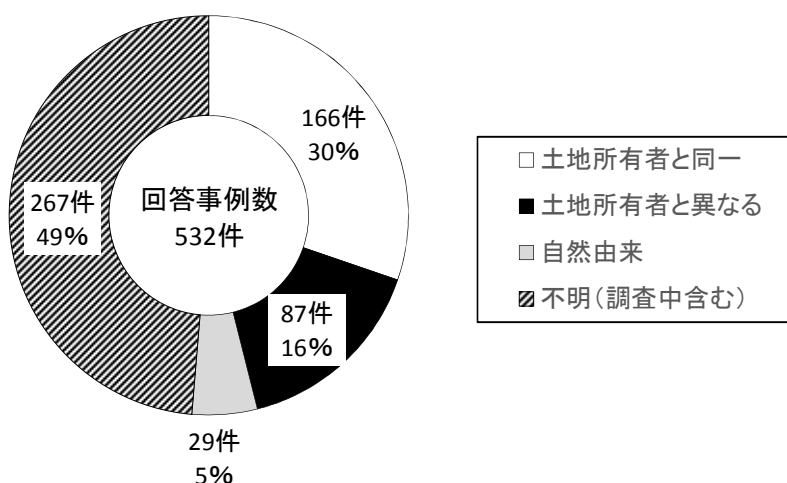


図 3-8 汚染原因者と土地所有者等との関係